

＜緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2か月間の措置として
想定する具体的内容＞

○原則的な措置を以下のとおりとする。

- ・雇用調整助成金等の1人1日あたりの助成額の上限:13,500円(現行15,000円)
- ・事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率:
9/10(現行10/10)

※ 休業支援金等の1人1日あたりの助成額の上限:9,900円(現行11,000円)

○感染が拡大している地域(※1)・特に業況が厳しい企業(※2)の雇用維持を支援するため、特例を措置(上限額15,000円、助成率最大10/10)。

※1 内容は追って公表予定

※2 生産指標(売上等)が前年又は前々年の同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所